

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第13回電力託送料金に関する調査会（令和2年12月24日開催）における専門委員の主な個別意見の概要（託送料金制度改革の詳細設計に関わるものに限る）

令和3年1月27日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第13回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

※託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）の詳細設計に関するものを抜粋した。

託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）について

- ① 制御不能費用がコストとして必要なものということは理解できるが、消費者にとってはこういった要素が積みあがって電気料金になっているかが見えにくいいため、分かりやすい情報提供をお願いしたい。
- ② 今後のワーキンググループの議論では、費用の査定、効率化係数等がどのように計算されるのか、どのように利用者に見せていくのかということが重要ではないか。公平性や透明性を保ったうえで、消費者のメリットを意識した制度にしたい。ただくことを期待したい。
- ③ 平成28年の電力託送料金に関する調査会報告書では、固定費の低圧・高圧・特別高圧への配分方法を見直すべきではないかという意見を出している。現状は、低圧部門、一般消費者向けの電源に配賦される量が多いように思われるので、引き続き見直しの検討をお願いしたい。
- ④ 実績収入と収入上限の乖離については、収入上限に一定の許容幅が必要なのではないか。また、大きな乖離があつて期中に収入上限の見直しを行う際には、消費者に対してもその情報を分かりやすく提供していただきたい。

以上